

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小郡市長

公表日

平成28年5月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	ア 事務の説明 給付等の対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会し、対象要件の適合性又は負担能力を確認するため、本人、配偶者又は同居家族の所得課税状況等を紹介する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的内容 小郡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続きで取り扱う。 ・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ・他法令による給付との調整 ・自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消、支給、審査及び支払い ・指定自立支援医療機関の選定 ・医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ・補装具の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消、支給、審査及び支払い ・障害支援区分の認定、変更認定
③システムの名称	・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバ ・行政基本システム
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の84の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の20、53、108、109、110の項 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、57、87、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉課
②所属長	福祉課長 今井 知史
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部福祉課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]